平成２２年（フ）第３０３０号
福岡県古賀市谷山1036番地18
債務者　硲　しのぶ
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０３９号
福岡県宗像市城西ヶ丘３丁目９番地10
債務者　阿部　徳子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７３２号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘６丁目６番地７
債務者　岡　由加利
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７７３号
鹿児島県鹿児島市武３丁目14番５号松山ビル306号
債務者　瓜生田丈司
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１８号
岩手県北上市常盤台１丁目７番１―104号雇用促進住宅
債務者　佐々木　衛
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１１７号
岩手県花巻市西大通り１丁目20番１―210号雇用促進住宅
債務者　平賀　有子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１２０号
岩手県花巻市東和町東晴山15区105番地
債務者　畠山せつ子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１３１号
岩手県花巻市高木第20地割200番地316
債務者　桐田　靖子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第５２号
岩手県遠野市松崎町白岩11地割36番地７　千田アパート２号、旧住所岩手県遠野市附馬牛町上附馬牛19地割45番地
債務者　佐々木千江美
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第３４２号
長野県木曽郡木曽町新開2600番地　大上野団地３棟10号、前住所長野県木曽郡木曽町新開1915番地９
債務者　志水　幸恵
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２７５５号
大阪府守口市金田町６丁目20番７号
債務者　富士谷侑子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２２４号
大阪市福島区福島２丁目４番18―202号、住民票上の住所大阪市東住吉区駒川５丁目６番11号
債務者　貴田　一夫
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５００号
大阪府大東市大野１丁目３番４号　横田マンション305号
債務者　松井　　朝
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７３６号
大阪市大正区三軒家西３丁目６番18号　メゾンドーム三軒家201号
債務者　三田村篤司（旧姓大音）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８４２号
大阪府茨木市美沢町５―Ｆ棟―703、住民票上の住所大阪市鶴見区諸口６丁目２番62―1404号
債務者　藤本　拓馬
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８００８号
大阪府寝屋川市高宮２丁目20番33号
債務者　田井　丈利
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０４７号
大阪市旭区今市１丁目２番20号　おお又Ｎｏ．１　502号
債務者　松岡　　弘
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部